

## 老人福祉施設入所者に対する京都市特別日用品費支給要綱

### 1 目的

老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、養護老人ホームに入所措置を受けた者（以下「被措置者」という。）の処遇改善を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的として支給する。

### 2 支給の対象

支給対象者は、本市の福祉事務所長が措置を実施した被措置者で、老齢福祉年金その他これに類する給付（以下「公的年金等」という。）を受けていない者及び公的年金等がこの要綱に定める支給額に満たない者とする。

### 3 支給額

特別日用品費の支給額は、1月当たり、10,000円（公的年金等の受給者で、その受給額が規定の金額に満たない者にあつては、その差額）とする。この場合において、支給対象者が月の途中で養護老人ホームに入所し、又は退所した場合における、その入所又は退所の日の属する月は、1月とみなして支給する。

### 4 請求方法等

- (1) 特別日用品費の請求は、対象者から委任状（様式第1号）により委任された当該養護老人ホームの長（以下「受任者」という。）が、請求書（様式第2号）に請求内訳を添えて、当該月の10日までに、事業を所管する課に提出して行うものとする。
- (2) 特別日用品費の受領及び過誤による返納は、受任者が行うものとする。
- (3) 第4項第1号によりがたい場合は、対象者が請求書（様式第3号）を当該月10日までに、事業を所管する課に提出して行うものである。
- (4) 第4項第3号による特別日用品費の受領及び過誤による返納は、対象者が行うものとする。

### 5 支給等

- (1) 特別日用品費は、請求があつた日の属する月の翌月の15日までに支給するものとする。
- (2) 公的年金等の給付を新たに受けた日の属する月は支給しない。
- (3) 特別日用品費を受領する以前に死亡した場合においては、当該月は支給しない。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 様式第2号及び様式第3号については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 様式類については、当面の間、従前の様式によることができる。

様式第 1 号

# 委 任 状

私たちは、私たちの入所する施設の長  
を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

京都市から受けるべき老人福祉施設入所者特別日用品費の請求、  
受領及び過誤による返納に関すること。

年 月 日

委任者氏名

# 特別日用品費請求書

年 月 日

京都市長

様

施設所在地

施設名

施設長名

年 月分老人福祉施設入所者特別日用品  
費を下記のとおり請求します。

記

--	--	--	--	--	--	--

入所者  
のとおり

ほか

名分別紙内訳書

特 別 日 用 品 費 請 求 書

年 月 日

京都市長

様

入所施設所在地

入所施設名

氏名

年 月分老人福祉施設入所者特別日用品  
費を下記のとおり請求します。

記

--	--	--	--	--	--	--